

# 八幡市災害廃棄物処理計画【概要版】

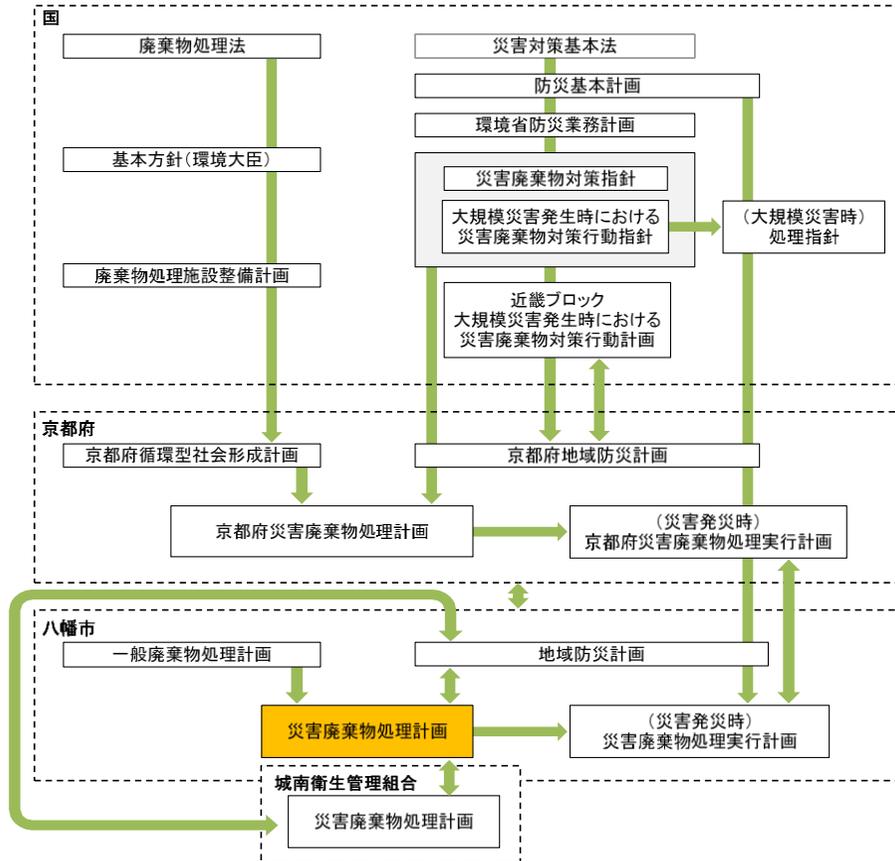
## 1. 計画策定の目的

我が国では、阪神・淡路大震災（平成7年）、東日本大震災（平成23年）、熊本地震（平成28年）、大阪北部地震（平成30年）、西日本豪雨（平成30年）、令和6年能登半島地震（令和6年）など、全国各地で大規模な災害が発生し、災害により発生する廃棄物（以下、「災害廃棄物」という。）の処理が各自治体の大きな課題となっています。

将来発生が予測される大規模災害に備えて、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するとともに、平常時から相互支援体制の構築を図ることを目的として、「八幡市災害廃棄物処理計画（以下、「本計画」という。）」を策定するものです。

## 2. 計画の位置付け

本計画は、国の災害廃棄物対策指針を踏まえ、京都府災害廃棄物処理計画や八幡市地域防災計画と整合を図り、災害時に発生する膨大な災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための基本的事項や処理方法・手順を示したものです。



## 3. 対象とする災害と被害想定

本計画では、最も大きな被害が想定される「有馬—高槻断層」を震源とする地震と「木津川の氾濫」を想定しています。

地震	最大予想震度	(推定) 建物被害 (棟)			
		全壊	半壊	火災焼失	合計
有馬—高槻断層	7	5,370	6,440	760	12,570

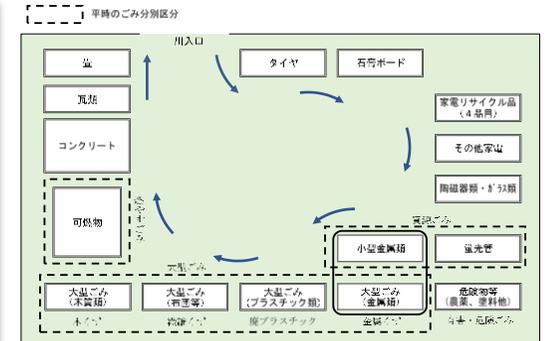
風水害	(推定) 建物被害 (棟)				
	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水	合計
木津川の氾濫	14,248	608	—	215	15,071

## 4. 災害廃棄物の発生量の推計と仮置場

処理施設において一度に処理ができない大量の災害廃棄物を、生活圏から速やかに移動させ一時的に保管するための一次仮置場と、災害の規模が大きいときに、処理施設での処理等が円滑に進むよう災害廃棄物の機械選別や再資源化を行うための二次仮置場があります。

種別	地震 (有馬—高槻断層)		風水害 (木津川の氾濫)	
	災害廃棄物発生量	仮置場必要面積	災害廃棄物発生量	仮置場必要面積
可燃物	8千 t	0.9ha	84千 t	8.5ha
不燃物	181千 t	6.7ha	211千 t	7.7ha
コンクリートがら	412千 t	15.0ha	297千 t	10.9ha
金属	9千 t	0.4ha	14千 t	0.6ha
柱角材	126千 t	12.6ha	85千 t	8.6ha
その他	22千 t	0.9ha	12千 t	0.5ha
土砂	—	—	288千 t	10.5ha
合計	758千 t	36.5ha	991千 t	47.3ha

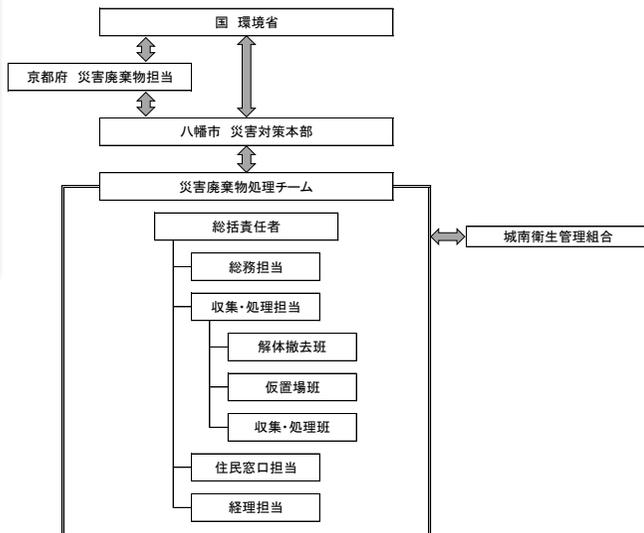
大規模災害における仮置場候補地の選定に際しては、過去の事例から、設置期間が1年以上に及ぶことが予想されること、公園、グラウンド、公民館、空地等は被災者の避難所・仮設住宅及び自衛隊の野営場に優先的に利用されること、発災直後や災害復旧・復興など時間の経過により必要とされる用途が変化する場合があることに留意し、選定することとします。



## 5. 組織体制

発災時には、災害廃棄物を担当する組織を特別に設置します。

なお、被害状況や災害の規模に応じて、近隣市町村、京都府等からの人的支援を受けて段階的に体制を構築する必要性についても事前に検討を行います。



## 6. フェーズごとの主な業務

「災害初期期（発災直後）」「応急対策期」「災害復旧・復興期」の3つのフェーズにおける災害廃棄物処理に係る業務を以下のとおり行います。

区分	災害初期期(発災直後)	応急対策期	災害復旧・復興期
組織体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物処理チームの設置</li> <li>責任者の決定、指揮命令系統の確立</li> <li>組織内部・外部との連絡手段の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間業者や京都府と連携した体制の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制や役割分担の見直し</li> </ul>
廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>被害状況把握、京都府への報告</li> <li>民間業者等への協力・支援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物の仮置き</li> <li>京都府・近隣市町村及び民間業者等への支援要請</li> <li>実行計画の策定</li> <li>災害廃棄物処理の進捗状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実行計画の実施</li> <li>復旧復興計画と合わせた処理・再資源化</li> <li>民間業者等への支援要請</li> <li>災害廃棄物処理の進捗管理</li> </ul>
支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援体制(組織・人員・機材等)を含む計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援に必要な情報収集・支援の実施</li> <li>災害対策経験者の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援に必要な情報収集・支援の実施</li> <li>長期支援の実施検討</li> </ul>

## 7. 災害廃棄物処理

### (1) 災害廃棄物処理実行計画

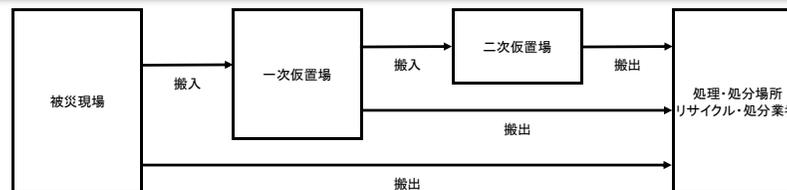
災害廃棄物処理実行計画は、実際に発生した災害の被害状況に即し、災害廃棄物を計画的に処理するために、災害廃棄物の処理体制、処理期間や処理方法等を定める計画です。

1 概要と方針	
(1) 計画の目的	
(2) 計画の位置付け	本計画に基づき記載
(3) 計画の期間	対象災害で発生した災害廃棄物の処理が完了するまでの期間
(4) 計画の見直し	随時、災害廃棄物量や種類の精査を行い、処理状況や体制の変更があった場合には見直しを行います。
2 被災状況及び災害廃棄物の発生状況	
(1) 地域内の被災状況	
(2) 災害廃棄物の発生状況	策定時最新の災害廃棄物の発生量の推計結果
3 災害廃棄物処理の基本方針	
(1) 基本的な考え方	①適正かつ円滑・迅速な処理、②環境に配慮、③安全性の確保、④リサイクルの推進による最終処分量の減量化等
(2) 処理期間	概ね3年を目処
(3) 処理体制	庁内の組織体制以外にも、周辺自治体や産廃処理業者の連携等も整理します。
(4) 処理フロー	種類別に処理フローで整理
4 災害廃棄物の処理方法	
(1) 災害廃棄物の集積	仮置場の設置、運営方法の整理
(2) 災害廃棄物の選別	仮置場での分別区分とその手法の整理
(3) 災害廃棄物の処理・処分	廃棄物の種類別の処理・処分方法の概要整理

### (2) 収集運搬計画

発災後は、速やかに利用可能な収集運搬車両や重機の確認と車両の手配を行い、災害対策本部を通じて道路の被災状況を確認します。

生活ごみについては、被災状況に応じて平常時の収集ルートやスケジュールを変更し、被災現場から一次仮置場への運搬、一次仮置場から二次仮置場への運搬、そして再生利用先又は最終処分先への運搬体制を構築します。避難所ごみについては、別途収集運搬体制を定めます。



### (3) 災害廃棄物の処理方針

災害廃棄物の種類別に推計した発生量を元に処理方針を整理します。

なお、コンクリートがら、金属くず、柱角材については、城南衛生管理組合が保有している処理施設では対応できないため、支援協定の締結先等で処理を行います。